

平成27年度臨時福祉給付金

平成27年12月25日（金）で臨時福祉給付金の申請期間が終了します！

臨時福祉給付金とは

平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として、非課税などの要件を満たす方に、平成27年度も引き続き「臨時福祉給付金」が支給されます。

支給対象者

以下の（１）（２）の両方に該当する方が対象となります。

- （１）平成27年1月1日時点で土浦市に住民票がある方
- （２）平成27年度分の住民税が課税されていない方

ただし、

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合（住民税において、どなたかの扶養となっている場合）
- ・生活保護の受給者である場合 など

は対象となりません。

支給額

1人につき6,000円（1回限りとなります）

申請受付

平成27年8月3日（月）から平成27年12月25日（金）〈土日祝日を除く〉
※ただし、12月20日（日）は受け付けます。

市役所窓口または郵送で申請してください。

☆申請に関する問合せ先☆

土浦市役所 社会福祉課 臨時福祉給付金係
Tel029-826-1111（内線2100）

